

2. 調査結果（5）組織運営 Q15

（5）組織運営

（5）組織運営では、総会・評議員会の開催状況、役員会の開催状況、事業計画や予算の策定など法人の組織運営に関する質問を行った。

Q15 社員総会・評議員会の開催

Q15は、社員総会・評議員会の開催状況を問うものである。開催回数とそのうち書面開催の回数を質問した。6つの選択肢の中から回答を求め（単一選択回答）、1回以上の開催を選択した場合には、そのうち書面開催の回数について回答を求めた（記入回答）。

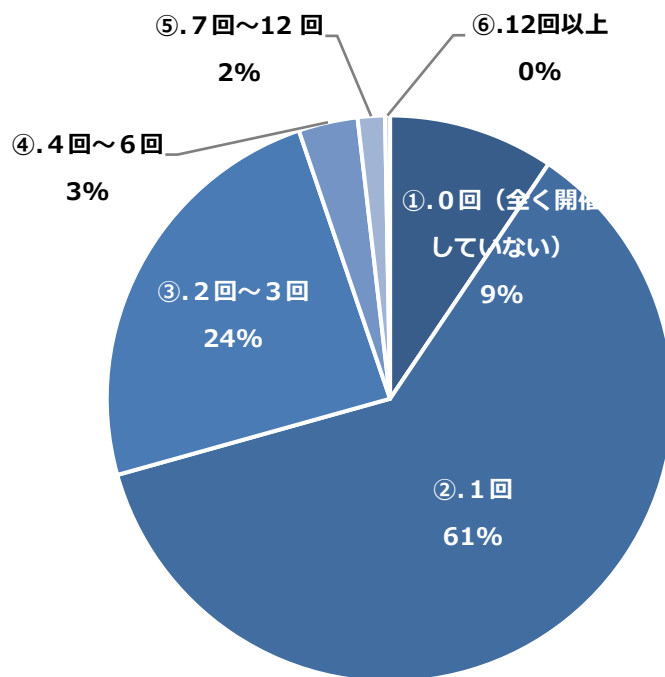
（開催回数）

□ 集計結果

開催回数「②.1回」の回答が、61%と最多となった（図表15-1参照）。「③.2回～3回」の回答が、24%と続く。開催回数「①.0回（まったく開催していない）」の法人も、9%みられた。わずかであるが、開催回数「⑥.12回以上」という高頻度開催の回答もみられた。

図表15-1：開催回数

(n=709)



単一回答

2. 調査結果（5）組織運営 Q15

□ クロス集計結果

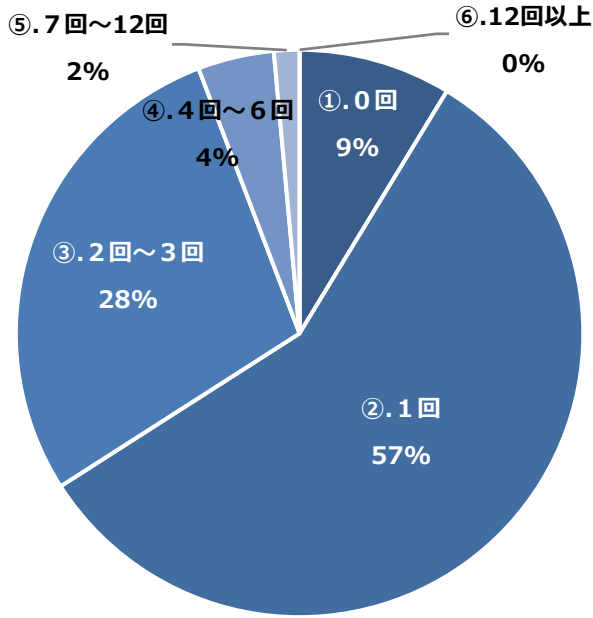
社員総会・評議員会の開催状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表15-1-A1、15-1-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」及び「共益的活動目的法人」に比べて、「①.0回（まったく開催していない）」の割合が最も多くなった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」及び「共益型」に比べて、「①.0回（まったく開催していない）」の割合が最も多くなった。また、「共益型」は「公益型」及び「私益型」に比べて、「2回」以上開催の割合が最も多くなった。

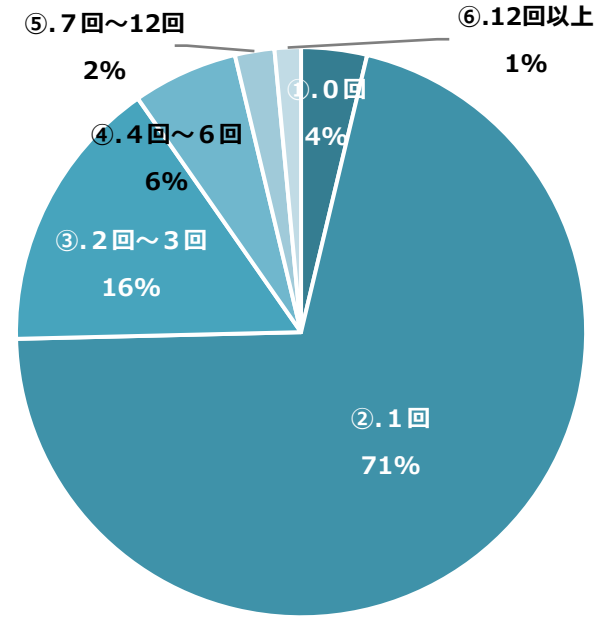
2. 調査結果（5）組織運営 Q15

図表15-1-A1：社員総会・評議員会の開催（税法区分別）

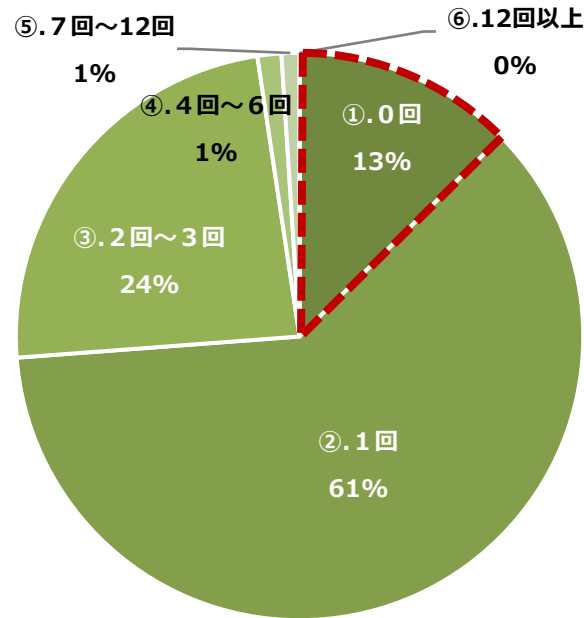
(n=276) **非営利性徹底型法人**



(n=134) **共益的活動目的法人**

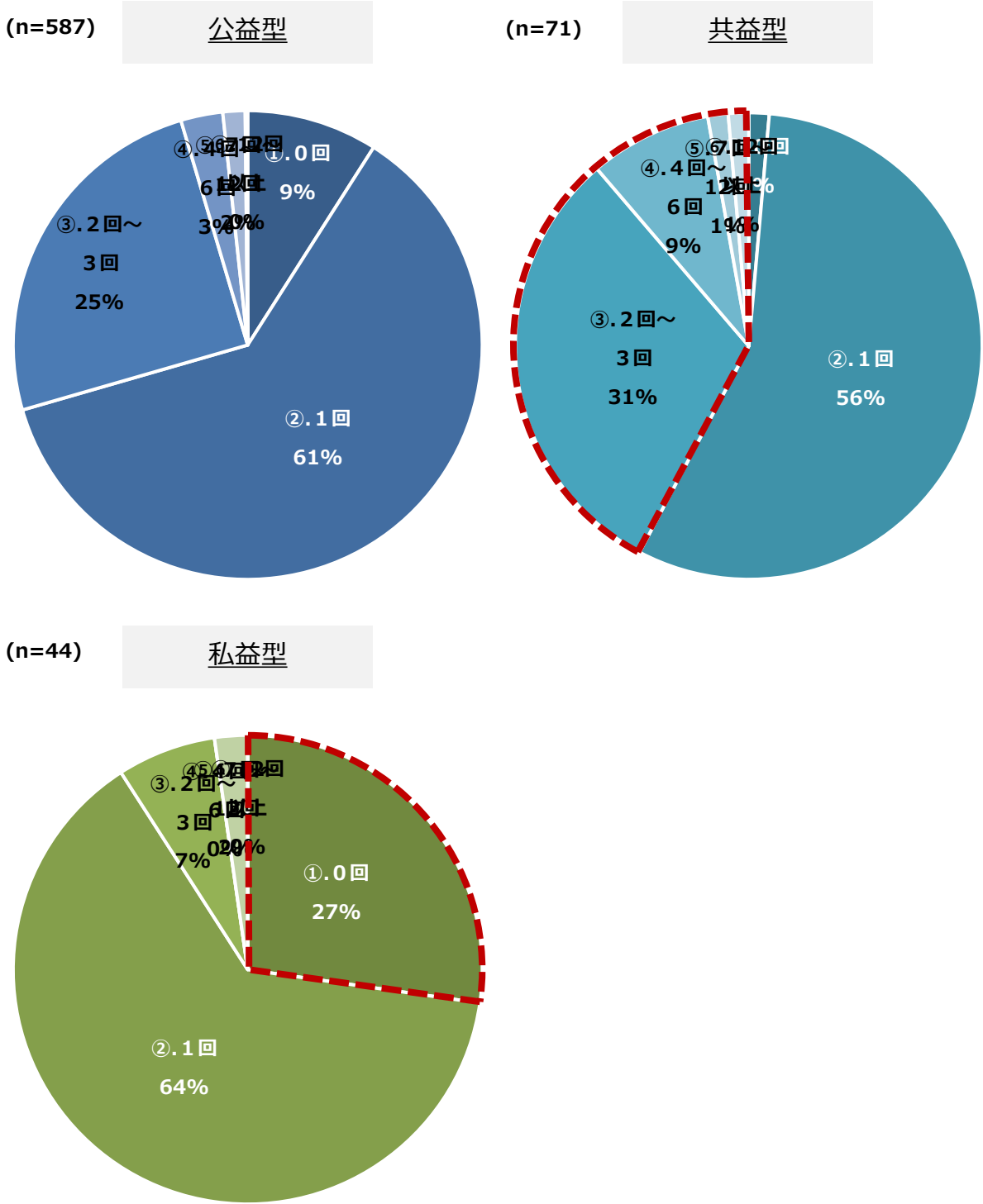


(n=294) **普通法人**



2. 調査結果（5）組織運営 Q15

図表15-1-A2：社員総会・評議員会の開催（利益区分別）



2. 調査結果（5）組織運営 Q15

□ 考察

Q15の質問の意図は、社員総会・評議員会の開催状況（開催回数とそのうちの書面開催回数）を問うものであった。

社員総会の開催回数は、「1回」が最多となり、想定通りの結果となった。

一般法人法では、定時社員総会は年に一度の開催が求められているが、「まったく開催していない」との回答も約10%存在しており、法律に則った組織運営が求められる。

社員総会・評議員会は、一般法人に必置の機関であり、定款の変更や、役員を選任・解任など一般法人の重要事項等を決定する「意思決定機関」であることから、年に一度は社員総会を開催して、実質的な審議が行われることを望みたい。

クロス集計結果からは、税法区分や利益区分の違いによって、社員総会・評議員会の開催状況に差異が生じることが確認できた。

「普通法人」や「私益型」の法人は、他の類型に比べて、「①.0回（まったく開催していない）」の割合が最も多いことがわかった。特に「私益型」は、開催していない割合がより目立つ結果となっているが、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。

2. 調査結果（5）組織運営 Q15

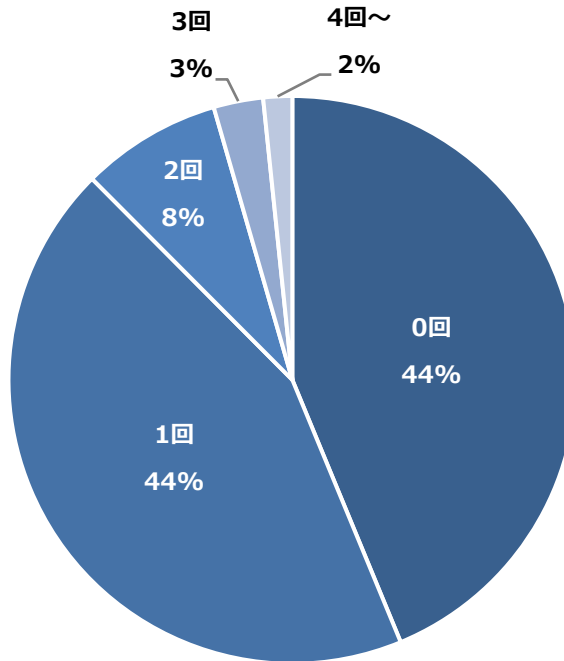
（うち書面決議回数）

□ 集計結果

開催回数「0回」と「1回」の回答が、それぞれ44%と最多となった（図表15-2参照）。開催回数「2回」以上も、計12%みられた。

図表15-2：書面決議の回数

(n=425)



単一回答

□ 考察

Q15の質問のもう一つの意図は、社員総会・評議員会の書面開催の状況を問うものであった。

書面決議の「0回」「1回」で計9割弱となり、想定内の結果となった。

社員総会・評議員会の書面開催は、決議の省略として法律上認容されている方法であり、柔軟な開催方式として活用が期待される場所である。JCNEでは、実質的な審議が行われ、社員・評議員の様々な意見が反映されるよう、オンライン開催を含む実開催を推奨している。新型コロナウイルス感染症対応で定着しつつあるオンライン開催は、社員・評議員の参加に要する負担を減らす点でも有効であり、積極的に活用していくことをお勧めしたい。

社員総会・評議員会の方法においては、実質的な議論がなされているかどうかは要点であり、手段を問わず、審議の実質化が満たされるよう運営することが望まれよう。

2. 調査結果（5）組織運営 Q16

Q16 理事会（役員会）の開催

Q16は、理事会の設置の有無を確認した上で、開催状況を問うものである。開催回数とそのうち書面開催の回数を質問した。7つの選択肢の中から回答を求め（単一選択回答）、1回以上の開催を選択した場合には、そのうち書面開催の回数について回答を求めた（記入回答）。

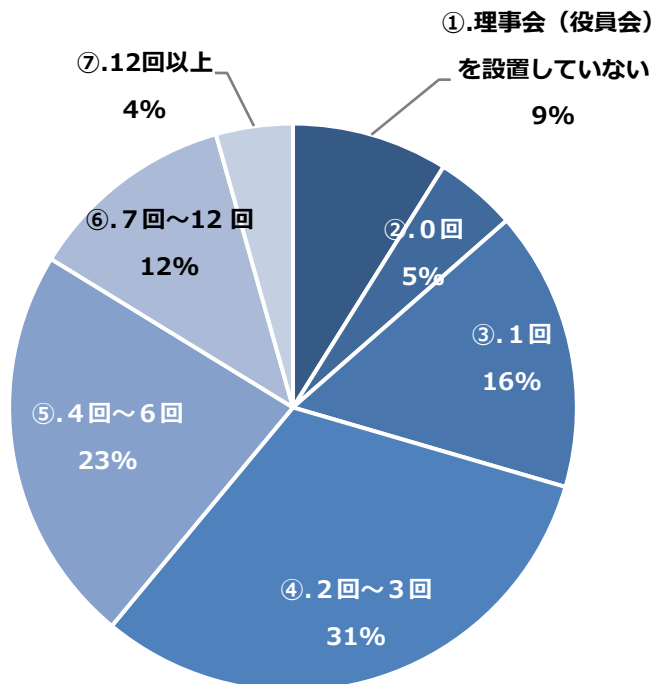
（開催回数）

□ 集計結果

開催回数「④.2回～3回」の回答が、31%と最多となった（図表16-1参照）。開催回数「⑤.4回～6回」の回答が23%と続く。「①.理事会（役員会）を設置していない」の回答も、9%みられた。

図表16-1：開催回数

(n=708)



単一回答

□ クロス集計結果

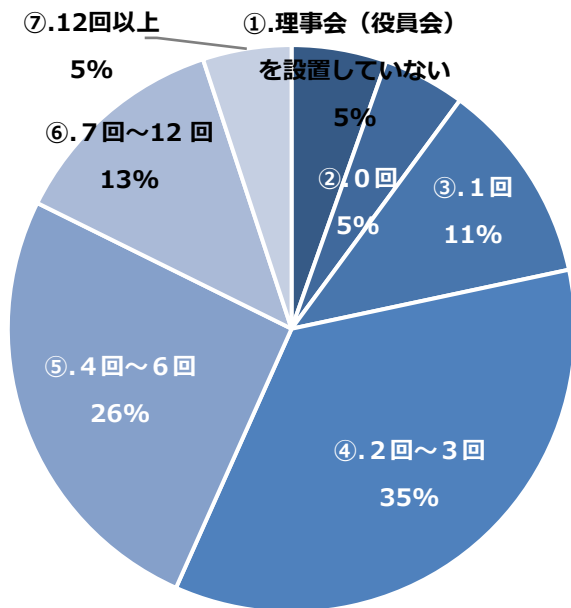
理事会の開催状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表16-1-A1、16-1-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」及び「共益的活動目的法人」に比べて、「①理事会を設置していない」割合が多くなった。また、開催回数1回以下の割合も計42%（= 16%+4%+22%）と最も多くなった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」及び「共益型」に比べて、「①理事会を設置していない」割合が多くなった。また、開催回数1回以下の割合も計58%（= 34%+4%+20%）と最も多くなった。

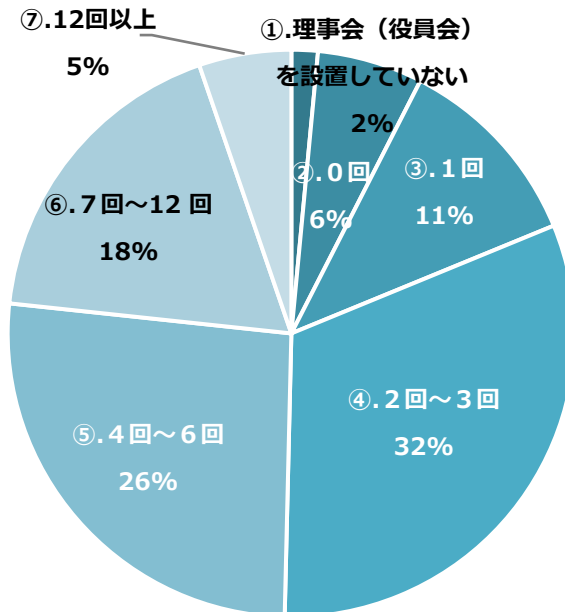
2. 調査結果（5）組織運営 Q16

図表16-1-A1：理事会（役員会）の開催（税法区分別）

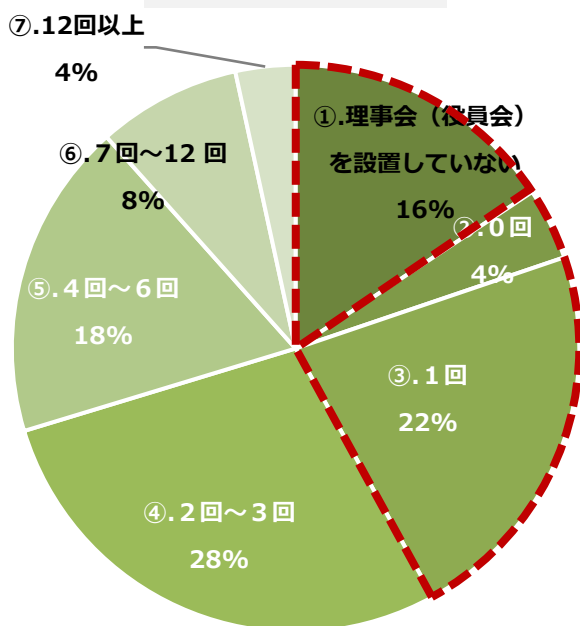
(n=277) 非営利性徹底型法人



(n=133) 共益的活動目的法人

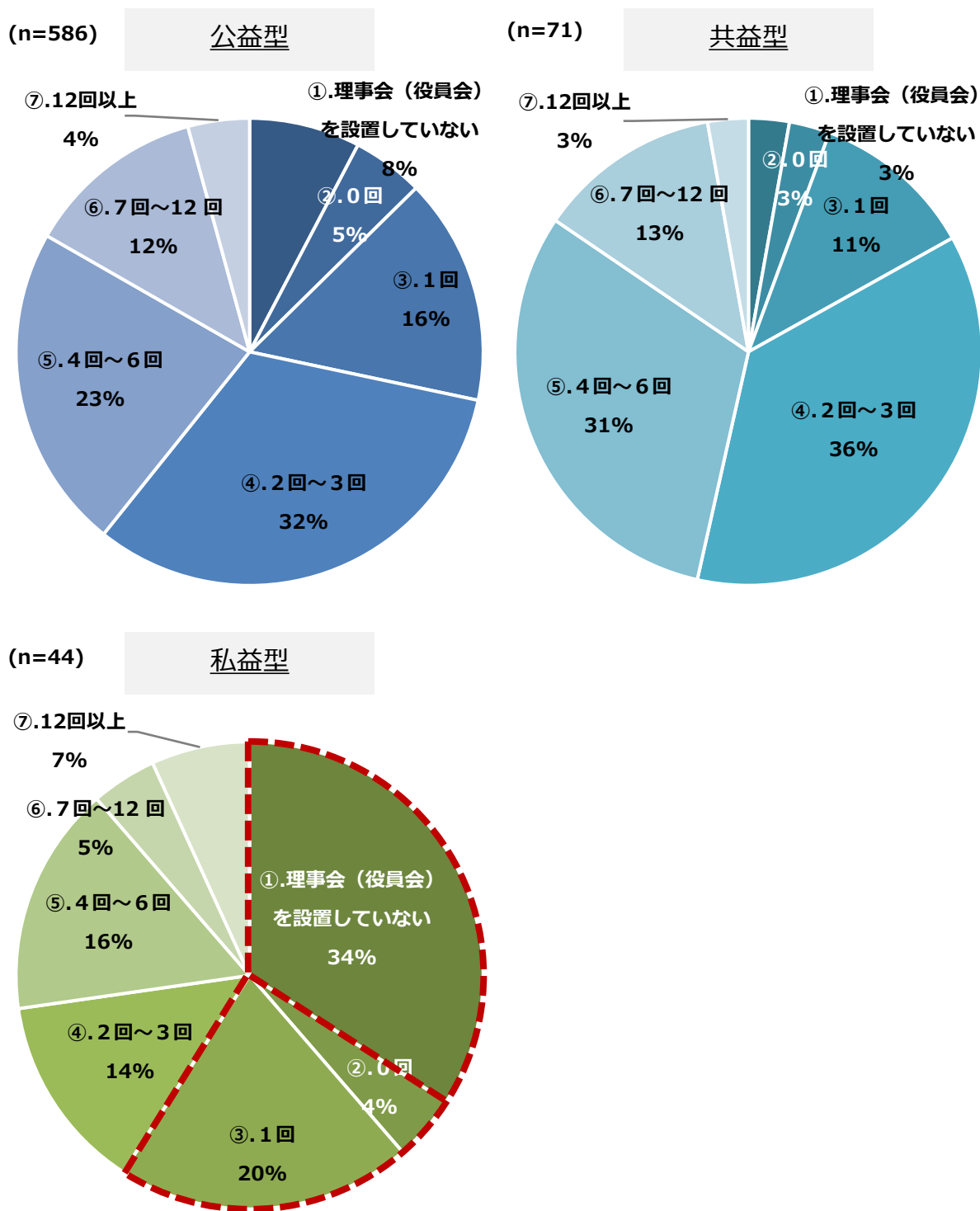


(n=293) 普通法人



2. 調査結果（5）組織運営 Q16

図表16-1-A2：理事会（役員会）の開催（利益区分別）



2. 調査結果（5）組織運営 Q16

□ 考察

Q16の質問の意図は、理事会の開催状況（開催回数とそのうちの書面開催回数）を問うものであった。

理事会の開催回数は「2回～3回」が最多となり、想定通りの結果となった。

理事会は、社員総会・評議員会に比べて頻回に開催されることから、開催回数の割合もかなりばらけている（図表15-1、図表16-1参照）。「年2回以上」理事会を開催しているとの回答は、70%となっており、妥当な結果と言える。

定款に別段の定めがない場合、代表理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない上、事業計画・予算の策定、事業報告・決算などに関する審議場の確保のためにも、JCNEでは、年3回以上の理事会の開催を推奨している。

クロス集計結果からは、税法区分や利益区分の違いによって、理事会の開催状況に差異が生じることが確認できた。

回答データを見ると、「普通法人」や「私益型」の法人は、他の類型に比べて、理事会非設置型法人の割合が多く、開催回数2回以上の割合も少ないことがわかった。活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。

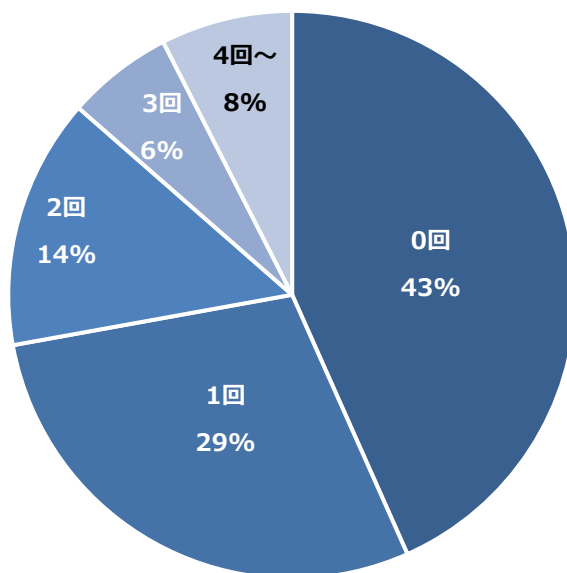
（うち書面決議回数）

□ 集計結果

開催回数「0回（書面開催なし）」の回答が、43%と最多となった（図表16-2参照）。「2回」以上（複数回）の回答も、計28%に達した。

図表16-2：書面決議の回数

(n=413)



単一回答

□ 考察

Q16の質問のもう一つの意図は、理事会の書面開催の状況を問うものであった。

書面決議の「0回」「1回」で計約7割となり、想定内の結果となった。

社員総会・評議員会と比べると、「0回（書面開催なし）」の割合は、ほぼ同じであったが、2回以上（複数回）開催の割合は理事会の方が多くなっている。

理事会の書面開催は、社員総会・評議員会と同様、決議の省略として法律上認容されている方法であり、柔軟な開催方式として活用が期待される場所である。JCNEでは、実質的な審議が行われ、社員・評議員の様々な意見が反映されるよう、オンライン開催を含む実開催を推奨している。新型コロナウイルス感染症対応で定着しつつあるオンライン開催は、役員の参加に要する負担を減らす点でも有効であり、柔軟に活用していくことをお勧めしたい。

理事会の開催方法においては、実質的な議論がなされているかどうかを要点であり、手段を問わず、審議の実質化が満たされるよう運営することが望まれよう。

2. 調査結果（5）組織運営 Q17

Q17 事業計画・予算の策定

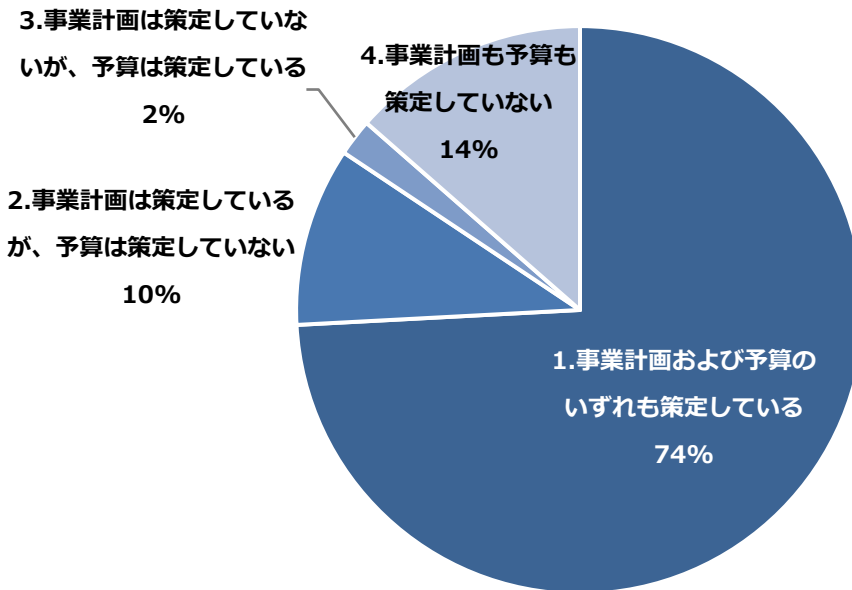
Q17は、事業計画・予算の策定の状況を問うものである。4つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。

□ 集計結果

「1.事業計画および予算のいずれも策定している」の回答が、74%と最多となった（図表17参照）。「事業計画」を策定しているとの回答は、計84%（=74%+10%）であり、「予算」を策定しているとの回答は、計76%（=74%+2%）となった。「4.事業計画も予算も策定していない」の回答は、14%みられた。

図表17：事業計画・予算の策定

(n=716)



単一回答

□ **クロス集計結果**

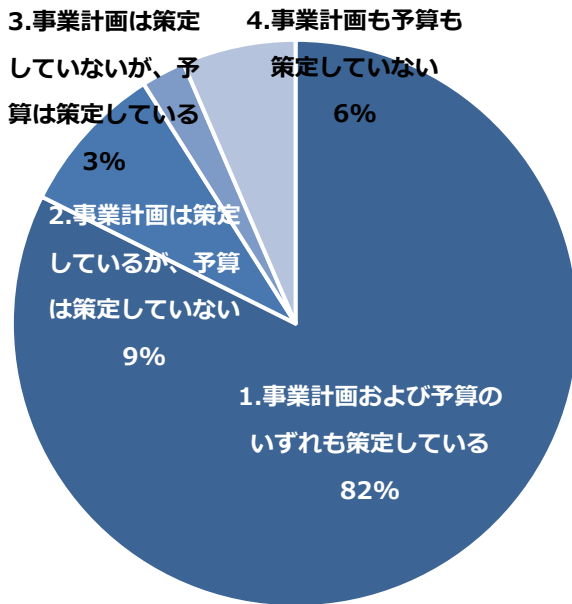
事業計画・予算の策定状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表17-A1、17-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」及び「共益的活動目的法人」に比べて、「1.事業計画および予算のいずれも策定している」割合が少なかった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」及び「共益型」に比べて、「1.事業計画および予算のいずれも策定している」割合が少なかった。また「4.事業計画も予算も策定していない」の割合が最多となった。

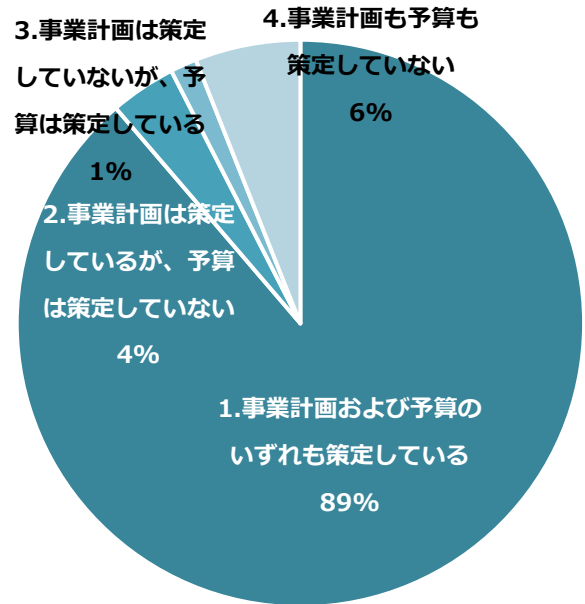
2. 調査結果（5）組織運営 Q17

図表17-A1：事業計画・予算の策定（税法区分別）

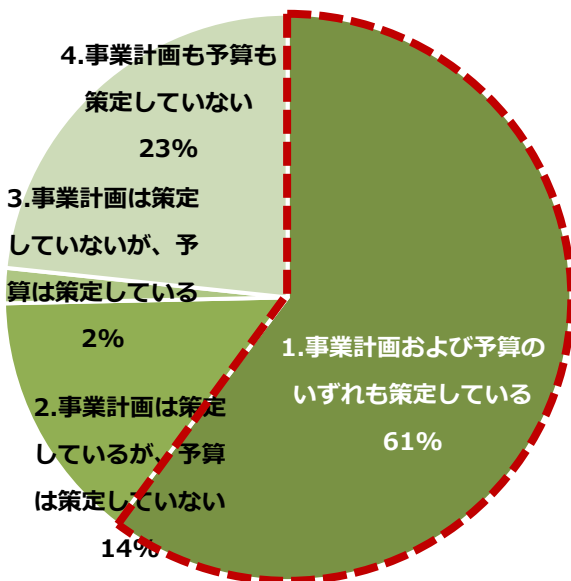
(n=278) 非営利性徹底型法人



(n=133) 共益的活動目的法人



(n=300) 普通法人

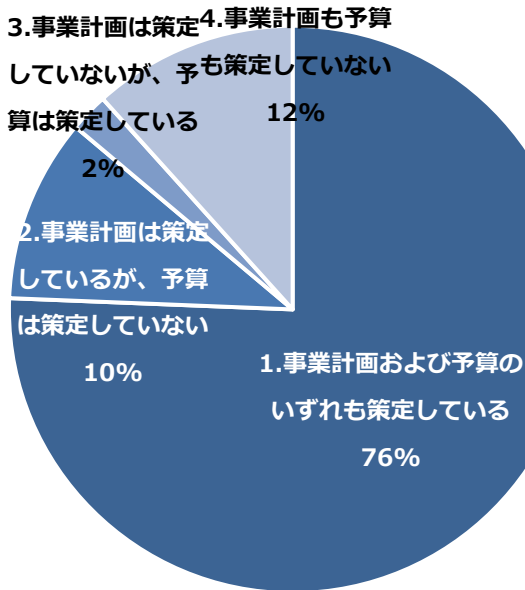


2. 調査結果（5）組織運営 Q17

図表17-A2：事業計画・予算の策定（利益区分別）

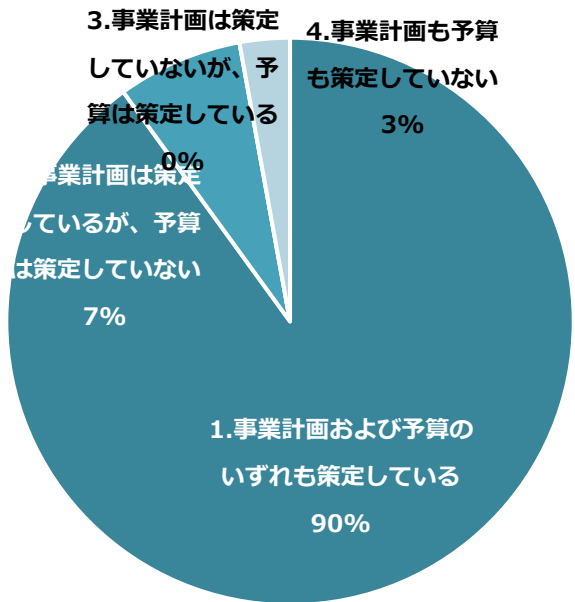
(n=591)

公益型



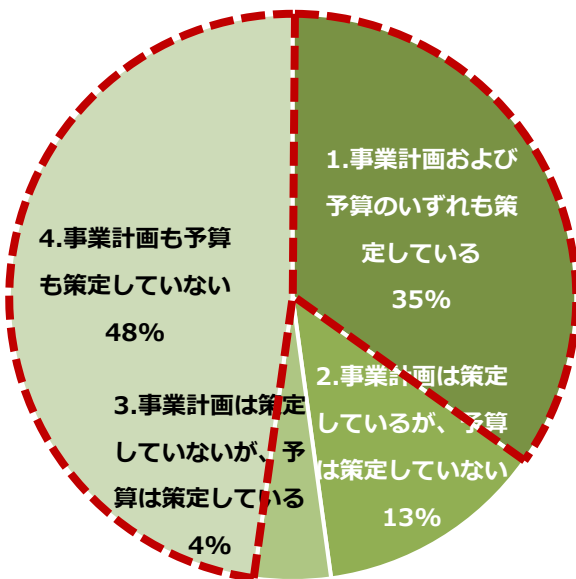
(n=70)

共益型



(n=46)

私益型



2. 調査結果（5）組織運営 Q17

□ 考察

Q17の質問の意図は、事業計画・予算の策定の状況を問うものであった。

事業計画または予算を立てている法人は、計86%（=74%+10%+2%）に達したことは大きく評価できる。一方、事業計画も予算の策定も行っていない法人が14%みられる。法人の性格や活動の性質上、事業計画や予算の立案が特段重要視されない法人もあると思われるため、ただちに問題があるわけではないが、寄附金や助成金など支援性資金を収入の重要な財源と位置付けている法人は、法人の成長発展とともに、支援者に対する説明責任を果たすためにも、きちんと計画を立てて運営を行っていく必要がある。

クロス集計結果からは、税法区分や利益区分の違いによって、事業計画・予算の策定状況に差異が生じることが確認できた。

「普通法人」及び「私益型」の法人は、他の類型に比べて、事業計画や予算を策定していない割合が多いことがわかった。

特に「私益型」の法人は、「4.事業計画も予算も策定していない」の割合が46%と半数近くになった。これは事業計画や予算策定が必要とはされない、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。